

○常総衛生組合職員の勤務時間に関する条例

〔昭和54年12月3日
常総衛生組合条例第10号〕

常総衛生組合職員の勤務時間に関する条例（昭和37年常総衛生組合条例第14号）の全部を改正する。

第1条 常総衛生組合職員の勤務時間については、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。